

中野区保育士確保経費補助事業の実施について

区内に保育施設を新規開設する事業者に対し、保育士確保の際に有料の職業紹介事業者を利用する手数料の一部を補助する事業の開始について、下記のとおり報告する。

記

1 事業内容等

待機児童対策として保育施設整備が進む一方、保育士の採用は困難を極めており、保育士確保の際に有料の職業紹介事業者を利用することが避けられない状況の中、当該事業者を支払う手数料が高額であることが、保育施設新規開設事業者の負担になっている。

このため、職業紹介事業者利用経費の一部を補助することにより事業者負担を軽減し、区内における新規保育施設の誘致を促進する。

(1) 補助対象経費

区内に新たに認可保育所を設置する法人が、常勤保育士の採用に際し有料の職業紹介事業者から人材の紹介を受け、手数料として支払う経費。

(2) 補助額

上記経費のうち、採用保育士1人当たり700千円、1園あたり6人分を上限に補助する。

2 事業実施スケジュール

平成30年	6月	事業実施決定、要綱制定
	7月	事業者へ周知、申請受付開始